

# 管 理 手 数 料 規 程

	1939年12月28日	許 可
	1941年 3 月11日	變更許可
	1946年 3 月18日	變更許可
	1960年 2 月12日	變更許可
	1970年10月23日	許 可
	1971年 5 月27日	許 可
	1985年 1 月16日	許 可
	1988年 3 月25日	變更許可
	2001年 8 月10日	變更許可
	2001年10月 2 日	届 出
一部變更	2003年 8 月20日	届 出
一部變更	2006年 2 月22日	届 出
一部變更	2016年 2 月 5 日	届 出

JASRAC<sup>®</sup>

一般社団法人 日本音楽著作権協会

# 管理手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、本会が著作権を管理する著作物の使用に伴う対価として徴収した著作物使用料等（以下「使用料」という。）を分配する際控除する著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第4号の管理手数料の算出方法を定めることを目的とする。

(管理手数料の額)

第2条 管理手数料は、別表で定める料率の範囲内において、理事会の承認を得て、理事長が定める料率を使用料に乗じて得た額とする。

(外国団体に関する特例)

第3条 本会と外国著作権管理団体等（以下「外国団体」という。）との間で締結された著作権管理契約において、別表に定める料率を超える料率を定めた場合は、当該料率を用いて管理手数料を算出することができる。

附 則

この規程は、2016年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

使用料の区分	料 率
演 奏 等 映 画 上 映	30%
放 送 等 有 線 放 送	15%
映 画 録 音	30%
出 版 等	20%
オーディオ録音 オルゴール	6%
ビデオグラム	13%
貸与（貸レコード）	15%
業務用通信カラオケ	15%
インタラクティブ配信	15%
B G M	12%
CDグラフィックス等	6%
カラオケ用ICメモリーカード	6%
広告目的で行う複製	13%
ゲームに供する目的で行う複製	13%
外 国 入 金	5%
そ の 他	25%

備 考

- 1 使用料の区分欄に掲げる区分（外国入金を除く。）は、使用料規程に定める各規定の上記区分に対応する規定により徴収された使用料の区分をいい、外国入金は、外国団体から収納した使用料のことをいう。
- 2 国内で徴収される使用料のうち、教科用図書等に係る補償金など使用料規程によらないで徴収した使用料については、使用料規程をあてはめたならば適用されるであろう規定の使用料の区分によるものとする。